

最低制限価格の設定方法について

平成29年4月1日以降に入札公告および通知するものについては、極端な低入札価格による受注を防止し、最低制限価格の漏洩を防止するため下記の方法で算出します。

1. 赤穂市最低制限価格取扱要領第3条第1項の算定式による建設工事契約及び業務委託契約

予定価格の90%

$$\begin{array}{l} \updownarrow \\ \text{最低制限基本価格 (下記の合計額)} \end{array} \times \text{ランダム係数 (0.99950~1.00050)} = \text{最低制限価格}$$

(小数点以下切り捨て)

直接工事費の額 × 95/100 + 共通仮設費の額 × 90/100 + 現場管理費相当額 × 90/100 + 一般管理費の額 × 55/100
--

※ランダム係数について

気象庁の発表する姫路地点の平均気圧及び平均気温から、101通りの係数を作成し、ランダム係数対応表に当てはめランダム係数を決定します。

2. 上記1によらないもの (赤穂市最低制限価格取扱要領第3条第2項)

① 業務委託契約の最低制限価格の設定方法 (赤穂市業務委託契約変動型最低制限価格算定要領)

対象：測量、建設コンサルタント、調査及び補償関係コンサルタントに係る業務委託

有効な入札 (予定価格の60%~100%)

2者以上の場合

有効な入札参加者数の60% (1未満の端数切上げ) 分を有効な入札の金額の低いものから合計した額の平均 × 85%

(小数点以下の端数を切り捨てた額)

ただし、予定価格の60%未満となる場合は、予定価格の60%

(千円未満の端数を切り捨てた額)

いずれか
低い額

予定価格の80%

(千円未満の端数を切り捨てた額)

1者の場合

予定価格の60%~80%の範囲内で予め定めた額

(千円未満の端数を切り捨てた額)

② 建設工事契約等の最低制限価格の設定方法 (赤穂市建設工事等変動型最低制限価格算定要領)

対象：建設工事又は①に該当するもの以外の業務委託

有効な入札 (予定価格の70%~100%)

2者以上の場合

有効な入札参加者数の60% (1未満の端数切上げ) 分を有効な入札の金額の低いものから合計した額の平均 × 85%

(小数点以下の端数を切り捨てた額)

ただし、予定価格の70%未満となる場合は、予定価格の70%

(千円未満の端数を切り捨てた額)

いずれか
低い額

予定価格の90%

(千円未満の端数を切り捨てた額)

1者の場合

予定価格の70%~90%の範囲内で予め定めた額

(千円未満の端数を切り捨てた額)